



第 184 号

平成24年3月号

北海道水産林務部

「フィールドスマート」を目指そう！

森林環境局長 安田 伸 生

自治体職員向け雑誌の記事の概要を、少し長くなるが、次に紹介させていただく。(注) 右肩上がり時代には、行政水準の全国的な統一性・公平性が強く求められ、法律、条例、規則などに精通し、事務処理能力に優れ、作業能率の高い自治体職員が優秀な職員とされたが、個人・地域の個性や多様な価値観、自立と責任、地域の自主的選択が重視される時代になると、柔軟で新しい能力が求められ、考え、調査し、行動する職員が優秀な職員となる。

こうした人材育成の基本は、「自学」(自己学習)だ。本人の自覚や問題意識が希薄なまま、職場外での集合研修を多く受講しても時間と税金の無駄だ。必要なことは仕事や地域への愛着からくる「熱さ」と「どうすれば変えられるか」との発想。困難な仕事や新たな課題に取り組むことで育成される。(概要ここまで)

ところで、アカデミックスマートとストリートスマートという言葉がある。前者は、知識豊かな秀才で、決められたことは迅速かつ適切にできる人材で、後者は、自らの体験や円滑な人間関係を築き上げ、新しい問題にも積極的に立ち向かい、実社会でたくましく生きていく人材。これからの時代に求められるのは、ストリートスマートであるともいわれている。

とはいえ、考えてみると、法律、条令、規則、さらには前例に精通していることや、書物や勉強から得られる豊富な知識や見識は、必要だし役に立つ。

釈迦に説法だが、北海道の森林・林業の現状(最近の情勢:平成22と23年の比較)はというと、全道的には人工林を中心に資源が充実し、木材産業は他産業に比べ良好に推移しており、造林量は横ばい、間伐量はやや増加ということだ。が、地域的に見ると、道北と道央・道南は造林面積は減少、間伐面積は増加、一方、オホーツクと道東は、間伐面積は減少、造林面積は横ばいか増加という、地域で異なる傾向を示している。

また、林業再生への様々な取組には、共通マニュアルが用意されているわけではなく、正解もないかもしれない。

こうしてみると、森林・林業の現場は、「個性と多様性の極致」で、課題や解決策に共通の正解はないといえる。そこで、アカデミックスマートの基礎を持ち、ストリートスマートの感性で、考え、調査し、行動する人材が求められているといえる。こういった人材を、ここでは、「フィールドスマート」と呼ぶことにしたい。豊かな知識と見識を持った、現場で考え、調査し、行動する、新たな課題に自ら取り組む人材だ。

さあ！我々は、「フィールドスマート」を目指そうではないか！

(注) 稲葉裕昭 「問題解決力の高い自治体職員を育てる」 プラクティス(自治体職員のための政策情報誌) 2012年1月号 北海道市町村振興協会 より

網走西部流域におけるSGEC森林認証の取組(第1報)

オホーツク総合振興局西部森林室

はじめに

平成15年6月に「緑の循環」認証会議(SGEC)が発足し、日本独自の森林認証制度が創設されました。網走西部流域では、地域の森林・林業関係者が一体となり、SGEC森林認証制度を活用して、持続可能な森林管理と地域産業の活性化に向けて取り組んでいます。今回、取組の第1報として、森林認証面積の拡大を図ってきた網走西部流域の取組内容について報告します。

SGECの概要

SGEC森林認証制度(Sustainable Green Ecosystem Council)は、日本独自の認証制度として、独立した第三者機関が自然環境の保全と持続的な木材生産を両立している森林(以下、認証森林)や、そこから産出された木材を加工する事業者(以下、CoC認定事業者(Chain of Custody))を審査し認定する制度です。

地域の取組経過と認証森林面積の推移

地域の取組の動機は、地域の森林・林業関係者が、林業を取り巻く厳しい経営環境から危機感を感じ、生き残りを図ろうと動きだしたことが始まりです。

具体的には、平成16年に紋別市の木材会社が先陣を切って、社有林約6百haを認証森林に登録するとともに、自社

工場が認証林産物を取り扱うCoC認定事業者に登録されました。

このことが地域の気運の高まりへと発展し、平成17～18年にかけて、大手製紙・林業会社や紋別市有林を中心に認証取得しました。

平成19年には、網走西部流域森林面積の68%を占める国有林と道有林が取得し、認証森林面積が約2,937百haまで拡大しました。平成20年からは、一般民有林に波及し、現在の認証森林面積は約3,159百haで、全国の35.6%を占めています(図-1)。

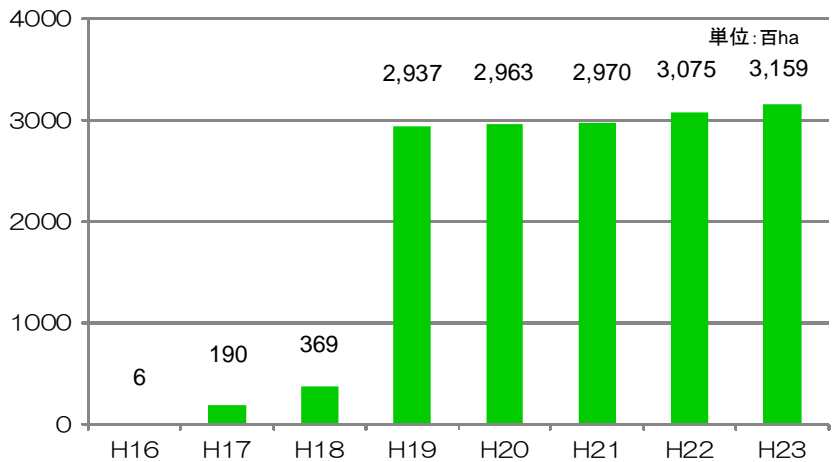


図-1 網走西部流域の認証森林面積の推移

認証取得に向けた地域の連携

当森林室では、一般民有林の認証取得に向けた取組を地域の関係者と連携して実施しており、平成22年4月に設立された森林組合と関係町村によるオホーツクフォレストネットワーク(会長:阿部徹森林組合長)

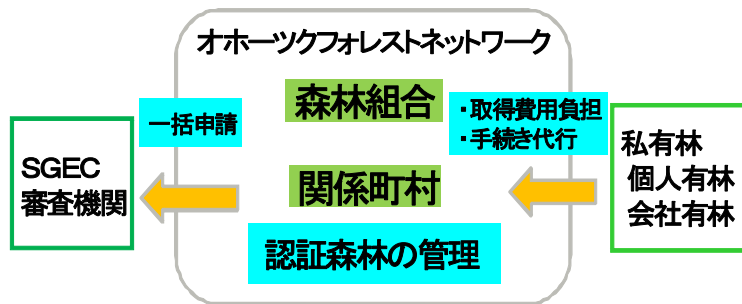


図-2 オホーツクフォレストネットワーク概要図

が、一般民有林への推進に大きな役割を担っています(図-2)。

オホーツクフォレストネットワークでは、森林所有者に代わって、認証申請を一括して行っており、①取得費用を軽減(22~23年に限りネットワーク負担)、②煩雑な手続きを代行、③審査機関による一括審査が可能、④更新手続きの代行などにより、効果的な取組を行っています。

この取組により、一般民有林の認証取得が加速化し、森林施業計画を樹立している個人・会社有林等の一般民有林が、2年間で約200百ha増加し、593百haになっています。

森林認証の取得状況と課題

平成23年12月現在 表-1 各市町村・所有形態別の森林認証取得面積 単位:百ha・%

在の網走西部流域の森林認証取得面積を表-1に示しました。このように認証森林は、網走西部流域森林面積の83%を占めるまでになっています。

市町村名	森林面積	「緑の循環」認証会議(SGEC)森林認証取得面積					合計	認証率
		国有林	道有林	市町村有林	大手企業	私有林		
紋別市	657	259	-	23	205	77	564	86%
興部町	256	-	103	14	60	33	210	82%
西興部村	275	-	227	12	6	7	252	92%
雄武町	473	-	333	22	20	31	406	86%
滝上町	694	585	-	30	6	3	624	90%
西紋計	2,355	844	663	101	297	151	2,056	87%
遠軽町	1,184	999	-	0	7	0	1,006	85%
湧別町	278	63	-	0	37	0	100	36%
東紋計	1,462	1,062	0	0	44	0	1,106	76%
西部流域計	3,817	1,906	663	101	341	151	3,162	83%
所有形態別の認証割合		100%	100%	56%	100%	21%		83%

今後の課題として

は、流域における素材生産量の65%を占める私有林の認証取得が遅れているため、森林施業の集約化など、面的なまとまりの下で行う新たな森林経営計画を活用しながら、地域関係者と連携し森林認証の推進を図ることが必要です。

おわりに

SGEC森林認証は、①認証森林から安定的に木材が供給され、②認定事業体を通して加工・流通され、③消費者が認証製品を選択的に購入することによって、緑の循環が成り立ちます。今後も緑の循環のコーディネーター役として、地域林業の再生と活性化が図れるよう普及指導活動を継続していきます。(第2報では、「認証林産物流通(分別・表示)システム」について報告します)

(文責 川鍋 博)

「森林の土地の所有者届出制度」が4月からスタート

森林活用課主任普及指導員【専門分野：林業経営】 神田 克明

平成24年4月から「森林の土地の所有者届出制度」が始まり、地域森林計画の対象となっている土地（5条森林）を新たに取得した場合、市町村に届出が必要となりました。ここでは、この制度の概要について紹介します。



制度の目的

この制度は、平成23年4月の森林法改正により、森林の所有者が分からないと①行政が森林所有者に対して森林の整備等に関する助言ができない、②事業者が間伐等をする場合、所有者に働きかけることができず集約化が進まないことなどから、森林の土地所有者を把握をするために設けられました。

届出対象となる土地

対象地は、北海道が作成する地域森林計画の対象となっている森林（森林法第5条第1項）であり、登記上の地目にかかわらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いので注意が必要です。

（※対象森林は、市町村、（総合）振興局（林務課・森林室）で確認できます。）

届出対象者と届出期間

個人・法人を問わず、売買や相続のほか、贈与、法人の合併等により森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をする必要があります。

また、届出は、事後届出となりますので、森林の土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村に届出書を提出しなければなりません。無届けの場合、10万円以下の過料を課せられることがありますので注意が必要です。

（※ 国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外）

届出事項

届出には、新たな所有者と前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在・場所と面積とともに土地の用途等を記載します。

添付書類として、登記事項証明書（写し可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要となります。

おわりに

持続可能な森林管理に向けては、施業の集約化がポイントとなります。今後、当制度により、森林の土地所有者の把握が可能となることから施業集約化が図られ、ますます地域の森林整備が促進されると期待されます。

（詳細については、（総合）振興局林務課又は森林のある市町村の林務担当課までお問い合わせください）

トドマツ人工林におけるパルプ丸太の出現傾向について ～林齢と末口径の関係から～

森林活用課主任普及指導員【専門分野:造林】 山 畔 敏 嗣

北海道のトドマツ人工林は、針葉樹人工林面積の50%以上を占めていますが、その齡級構成は、VI齡級からX齡級の主伐期を迎える林分が多く、今後、中・大径材の出材量が増加することが予想されます。

しかし、人工林から搬出される丸太がすべて一般材となるわけではありません。末口径の小さい丸太や曲り・腐朽などの欠点が著しいものはパルプ材として扱われ、そのパルプ量の大小が収益に大きく影響します。そこで、林齢や末口径によってパルプ材の出材量がどのように変化するかについて、道総研林業試験場が解析した事例を紹介します。

調査の方法

- 調査本数:28～82年生のトドマツ人工林(25林分)から搬出された9,467本の土場丸太を調査。
- 測定項目:末口径,採材長,一般材,パルプ材の区分(図-1のように林分毎にデータを蓄積し解析を行った)

調査結果

解析の結果、パルプ丸太の本数には丸太の末口径だけでなく林齢も影響していることがわかりました(図-2)。

- 同じ末口径で比較すると、高齢林分ほどパルプの本数が増える傾向。
- 末口径との関係では①32cm未満では、末口径が増加と共にパルプ本数が減少する②32-34cmではパルプ本数が最少であった③36cm以上では末口径の増加と共にパルプ本数が増加傾向。

まとめ

パルプ材の出材量を少なくするため、林齢を考慮しながら、末口径が32cm～34cmの丸太をより多く生産するよう間伐及び主伐を行うことで、収益率を高めることが可能となります。

また、地域によって根株腐朽や採材方法による影響(パルプ材の増)も考えられるため、現地での生育状況の把握や採材技術の向上が大変重要となります。

今後、道総研林業試験場では、更なる調査を行い、一般材とパルプ材別の出材予測の研究に取り組むこととしています。

*引用文献:トドマツ人工林の土場におけるパルプ丸太の出現傾向(道総研林業試験場:大野泰之)

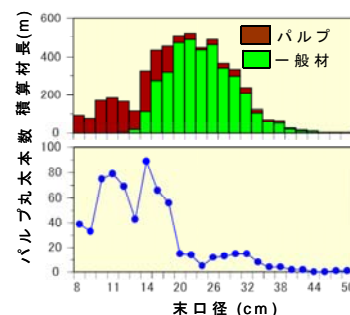


図-1 例示:68年生トドマツ人工林における出材内容

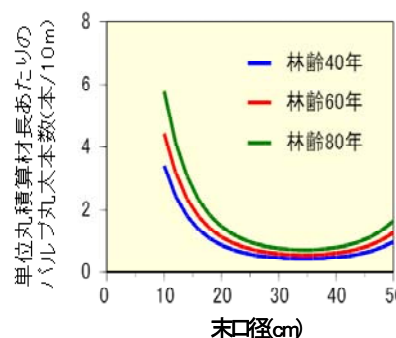


図-2 林齢・末口径とパルプ本数との関係(予測値)

風倒など被害木処理の安全性について

森林活用課主任普及指導員【専門分野：林業機械】 只野 泰光

風害や雪害などの被害木は、その内部に応力を蓄えており、安全な切断処理のためには応力の性質を知っておく必要があります。また、切断処理作業にはチェーンソーが多く使用されており、的確な作業手順による処理が求められます。これら安全処理に向け、応力の特徴と作業方法についてご紹介します。

被害木のたわみと危険

被害を受けた樹木の形態は、次のとおり4種類に大別されます。①根返りした転倒木②根が浮いた傾斜木③幹が折れた折損木④幹がたわめられたわん曲木があり、どの形態においてもたわんだ状態の幹には通常の立木と異なる力(応力)が蓄えられています。

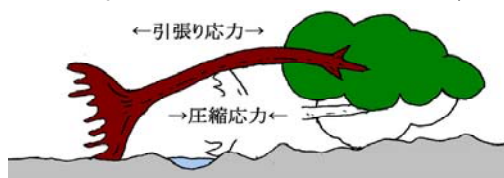


図-1 圧縮と引張り応力

その蓄えられている応力には、「引張り応力」と「圧縮応力」があり、鋸断方法を誤ると切断時の裂け、跳ね返りが発生し、重大な労働災害につながる場合があります(図-1)。

応力の特徴について

たわめられた樹幹の内部応力は、時間が経つと減少します。これを「応力緩和現象」といい、次のような特徴をもっています。

- ①たわみで生じた応力は樹種や太さ、初期荷重の大きさに関係なく2週間程度で20%以上減少する。
- ②時間が経過して積雪期に入ると応力はさらに減少するが、降雪の状況によっては、被害直後より応力が増加する場合がある。
- ③融雪後、相当期間が経過しても5割程度の応力が残る。



下側から切り始め



そして上側から切る

図-2 切断方法

安全作業のポイントについて

- ①被害発生から2週間以上経ってから行うと危険度は少ない。
- ②積雪期の作業は危険が伴うので、融雪後に処理するのが安全。
- ③作業方法は、チェーンソーで圧縮応力側から、切り込みを入れると応力は減少し、次いで引張り応力側から切ると安全に切断できる(図-2)。また、チェーンソーバーの締め付けの程度を見ながら切り込む。
- ④極度に曲がっている場合は、「切り欠き」が必要(図-3)。

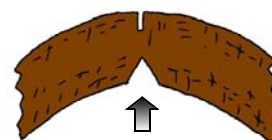


図-3 切り欠き

おわりに

風害や雪害などの被害木は、切断処理中に予期せぬ動きをすることがあります。そのため、作業に入る前に被害状況を把握し、作業手順を再確認して、十分打ち合わせの上、安全対策を図ってから作業に着手することが必要です。

引用文献:安全かつ効率的な風倒処理、参考文献:伐木造材業務従事者必携より